

高須輪中土地改良区だより

No25 平成30年6月15日
発行 高須輪中土地改良区
岐阜県海津市海津町馬目515番地1
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383

組合員数	3,410人
地区内農地面積	3,018.3ha
田	2,661.4ha
畑	356.9ha

平成30年4月1日現在



理事長 あいさつ

森 正 弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、4年に一度の総代、役員任期満了により、今年2月に総代選挙を実施し、50名のうち7割の新しい総代さんが選ばれました。3月13日には新総代さんによる通常総代会を開催し、3選挙区において定数増による役員選挙を県内で始めて実施し、19名の新役員が選ばれ8割の役員さんが変わられました。また、3月30日に新理事による理事会を開催して互選により引き続き私が理事長の重責を務めさせていただくことになりました。3期目になりますが、微力ながら土地改良区の今後の事業運営について粉骨砕身努力してまいりますので、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。また、副理事長には第1被選挙区より吉田不二夫さん、会計担当理事には第6被選挙区より横井明さん、総務委員長には第2被選挙区より杉野史和さん、工事委員長には第1被選挙区より戸谷隆英さん、用排水管理委員長には第6被選挙区より大倉久徳さん、監事会では総括監事に引き続き早川哲雄さんが選ばれました。新体制のご報告と併せ今後任期4年間の組合員皆様方の格別のご支援、ご協力を重ねてお願い致します。
次に、国の農業農村整備事業関係当初予算の状況ですが、対前年比108.2%の4,348億円となり、一般公共事業と比べても当初予算で大幅な増加となりました。また、平成29年度補正予算と合わせて5,800億円と昨年を上回る予算が確保されたことは大変心強いと思っております。平成21年度の当初予算と同等の規模に増額されている状況です。今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

次に、土地改良区の状況ですが、国営長良川用水土地改良事業「国営施設応急対策」は、平成29年9月22日に事業計画確定がなされ、平成29年度は勝賀取水揚水機場上屋の改修及び耐震化対策工事、堤内ゲート及びスクリーンの改修工事が実施されました。本年度の計画は勝賀揚水機場ポンプ設備整備と、勝賀西用水路改修工事、水管理システム更新工事を平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算総額5億7千万円で工事が実施される予定であると聞いております。なお、国に対して今後も事業推進を長良川用水推進協議会で行っていきたくと考えております。

次に県営特定農業用管路等特別対策事業の施行申請について、石綿管の布設替え工事を行うもので、総延長3.4kmほどありますが、昨年度より土倉、福江地区の全体7kmの内1.9kmを実施し、本年度予算6千万円で0.6kmの工事を実施しますので関係組合員の皆様方のご協力をお願いします。

次に賦課金について、基本財産積立金は高須輪中土地改良区が平成6年2月に設立されその後前歴事業地元負担金の繰上償還に伴い、買換及び一部取り崩しがされましたが、平成14年度より、先人の役員方々の甚大な努力で取り崩すことなく守ってこられた大切な基金です。今の改良区を預かる我々も次世代にしっかり引き継いで行かなければならないと考えています。基本財産積立金会計基金を取り崩して運営費に当ててはというご意見もありますが、理事会では、将来のためにそのまま温存していきたいと考えている次第です。また、賦課金単価の見直しを昨年の土地改良区だよりでも途中経過を報告しましたが、3月の通常総代会において審議した結果、継続審議となり、9月26日の臨時総代会において再度審議いただいて、値上げ時期を平成31年4月1日から賦課金単価田の1で1,000㎡当たり2,000円値上げして、5,500円、畑の1で1,000㎡当たり600円値上げして、1,650円と決定させていただきました。その結果を各組合員様に今年2月に周知していただくため説明文を送付致しました。賦課金は本来耕作者が負担すべきではとのご意見が多くある中、海津市営農協議会の方々と協議をしている状況です。

一方、水田活用の直接支払交付金「多面的機能支払交付金」については、平成29年度より27活動組織と土地改良区が高須輪中保全広域組織を立ち上げ、4月3日に海津市より認定を受け現在土地改良区で高須輪中保全広域組織運営委員会の事務を行っております。また、本年度より11組織の参加をいただき38組織による活動を行っている状況です。また、現在取り組んでおられない地域のご協力が不可欠でありますので今後も参加への協力をお願いしていきたくと考えております。

今年も4月10日頃から早植えあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月は周期的に春雨が降りまして代掻き用水が十分ではないにしても送水出来ました。なお、水利権水量は国交省が河川管理者として増量や新規取得は容易でないことをご存知のことと思いますが、新規取水の取得には理由、必要水量及び、水源等の根拠を国交省に示して、審査の上許可されるものであります。農林水産省も現在国土交通省と水利権更新の協議がされております。有限である農業用水の適切な管理のため、今年度も配布しております用水計画やブロックローテーションによる運転休止等にご理解ご協力をいただくとともに、農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

平成30年度予算につきましては3月の総代会で対前年度当初予算比2.5%減の3億22万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、当初予算は前年当初と比べては減額予算ですが、この減額は県営農業水利施設保全合理化事業の事業量減に伴う減が主なものですが、今後も老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について、県営農業水利施設保全合理化事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

第25回通常総代会の報告について

平成30年3月13日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 平成29年度一般会計収支補正予算(第二次)の議決について
- 第2号議案 平成30年度一般会計収支予算の議決について
- 第3号議案 平成30年度職員退職手当積立金会計収支予算の議決について
- 第4号議案 平成30年度基本財産積立金会計収支予算の議決について
- 第5号議案 平成30年度農地転用決済金積立金会計収支予算の議決について
- 第6号議案 平成30年度太陽光発電会計収支予算の議決について
- 第7号議案 平成30年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 平成30年度農地転用決済金の議決について
- 第9号議案 平成30年度一時借入金 の最高限度額及びその方法の議決について
- 第10号議案 平成30年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第11号議案 役員選挙について

平成30年度当初予算について

総額 3,724,260千円

イ. 一般会計 300,220千円

単位:千円

ロ. 特別会計 3,424,040千円

単位:千円

収 入		支 出	
収 款	予 算 額	支 款	予 算 額
組 合 費	95,402	事 務 費	74,103
使 用 料	2,018	選 挙 費	2
補 助 金	56,150	維 持 管 理 費	173,197
交 付 金	31,296	事 業 費	15,105
寄 付 金	274	償 還 金 及 び 利 子	2
借 入 金	1	負 担 金	3,644
受 託 金	16,700	過 年 度 支 出	1
雑 収 入	6,773	諸 費	624
財 産 収 入	2	用 地 補 償 費	511
繰 入 金	91,603	退 職 手 当 積 立 金 繰 出 金	7,000
繰 越 金	1	繰 出 金	25,030
		予 備 費	1,001
計	300,220	計	300,220

※ 収入支出差引残金なし

別 会 計	予 算 額
職員退職手当積立金会計	42,212
基本財産積立金会計	3,352,304
農地転用決済金積立金会計	23,407
太陽光発電会計	6,117

(裏面に続く)

平成30年度賦課金及び決済金について

平成30年度賦課金及び決済賦課金は、第25回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦課金		(1,000㎡当たり)	
賦課基準	賦課地積の基準日	平成30年4月1日	
経常賦課金	田(1) 3,500円 畑(1) 1,050円 畑(2) 350円	大樽川堤以北の地域 田(2) 1,160円 畑(3) 350円	
	納期限	前期分 平成30年6月29日	後期分 平成30年11月30日

② 農地転用決済金		(1,000㎡当たり)	
田(1)	212,000円	田(2)	70,000円
畑(1)	63,600円	畑(2)	21,200円
畑(3)	21,200円		

◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れないようご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

- 下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。
- 組合員が死亡した場合
 - 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
 - 農業者年金の受給による経営移譲の場合

◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門**にお尋ねください。

賦課金に関するお知らせ

●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所・大垣共立銀行海津支店・西美濃農業協同組合高須支店
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

- 預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を***で表示しております)

●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行・西美濃農業協同組合・ぎふ農業協同組合・桑名信用金庫・大垣西濃信用金庫・十六銀行の本支店
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。
※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

平成28年度決算について

(平成29年9月26日第25回臨時総代会で承認)

イ 一般会計

単位:円

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
組合費	94,985,350	事務費	65,801,281
使用料	2,081,909	選挙費	0
補助金	51,092,000	維持管理費	159,392,099
交付金	28,447,500	事業費	5,632,200
寄付金	318,480	償還金及び利子	223,142
借入金	0	負担金	4,381,302
受託金	10,607,109	過年度支出	0
雑収入	977,392	諸費	421,200
財産収入	0	用地補償費	509,852
繰入金	75,360,000	退職手当積立金繰出金	3,000,000
繰越金	1,028,878	繰出金	24,494,000
		予備費	0
計	264,898,618	計	263,855,076

ロ 特別会計

◎職員退職手当積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
56,207,474	23,075,730	33,131,744	
※収入支出差引残金 33,131,744円は次年度へ繰越			
◎基本財産積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
3,393,821,908	73,860,000	3,319,961,908	
※収入支出差引残金 3,319,961,908円は次年度へ繰越			
◎農地転用決済金積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
23,857,634	1,000,000	22,857,634	
※収入支出差引残金 22,857,634円は次年度へ繰越			
◎太陽光発電会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
6,016,882	2,430,000	3,586,882	
※収入支出差引残金 3,586,882円は次年度へ繰越			

収入支出差引残金 1,043,542円は、次年度へ繰越

平成30年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

	用水時期	運転時間	運 転 日
事前通水	3月28日～3月31日	午前8時30分～午後5時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、 <u>火曜日・土曜日</u> の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。
苗場用水	4月1日～4月9日	午前8時～午後5時	
代掻き用水	4月10日～4月14日	午前7時～午後7時	7月17日～9月10日の午後5時以降は畑作のみの利用にしますので、水田のバルブを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。
	4月15日～5月31日	午前6時～午後7時	
灌漑用水	6月1日～7月16日	午前8時～午後6時	※下記記載の5機場が対象となります。
	7月17日～8月31日	午前8時～午後7時	
	9月1日～9月30日	午前8時～午後6時	
	10月1日～10月10日	午前8時～午後6時	

※ 勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。
※7月17日～9月10日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が違いますので、ご注意ください。

2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)
土地改良区携帯電話 橋本・佐藤 TEL 090-7042-1591
山内・加藤 TEL 090-2342-4765

ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思います。
<http://www.takasuwayju.or.jp>

